

## 資料 4

### 藤沢市指定史跡「大庭の舟地蔵伝承地」の今後の所有管理について

#### 1 内容

所有管理者である表郷町内会が、町内会総会において今年度（令和8年3月）末で解散することが決定し、町内会会長が今後の土地の取扱いについての相談のため郷土歴史課に来課。町内会は市指定史跡「大庭の舟地蔵伝承地」に該当する土地を市へ無償譲渡することを希望している。

#### 2 対象文化財

指定名称	大庭の舟地蔵伝承地
指定種別	史跡
指定日	2019年（平成31年）2月1日
所在地	藤沢市大庭城下 5202-7
面積	約33平方メートル
所有管理者	表郷町内会
指定理由	大庭城落城にまつわる舟地蔵伝承の舞台。大庭城に関わる歴史的な伝承で、水田地帯の水利事情に関わる伝承としても重要。石造物としての舟地蔵単体ではなく、県内に広く知られている伝承の舞台として、史跡にふさわしい。
推薦文	別紙のとおり

#### 3 位置図



#### 4 現況写真



#### 5 おもな経緯

- ・「嘉永六年」(1863年)の銘あり
- ・昭和42年に始まった西部開発事業による区画整理のため再々の移転
- ・昭和61年、長年にわたって舟地蔵公園に仮置きされていたものを表郷町内会の有志で共同購入した現在地に安置
- ・平成29年、表郷町内会が認可地縁団体の認可を受け、翌30年に土地の所有権が町内会に移管
- ・平成31年、藤沢市指定史跡に指定
- ・令和7年度末で町内会を解散することを決定